

## 申し込みから回収までの流れ



リネットジャパンへ申込



(その他の小型家電も一緒に梱包・処分できます)

パソコンなどをダンボール箱に詰める



宅配業者が希望日時に自宅から回収

## 家庭で不要になった パソコンを宅配便で回収



市はリネットジャパン(株)(環境省認定事業者)と廃棄パソコン回収についての連携協定を締結しています。データ消去ソフトを無料で利用でき、安心して排出できます。パソコンの処分方法の一つとして活用してください。

### ●利用方法

- ①リネットジャパンリサイクル(株)ホームページから回収を申し込み(インターネットが使用できない場合は、「お問い合わせ専用窓口」へ相談してください)。
- ②処分するパソコンなどをダンボール箱に詰める。
- ③宅配業者が希望日時に自宅へ行き、回収。

### ●回収料金

◇パソコン本体を含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm) 無料

◇2箱目以降とパソコン本体以外1箱当たり1650円(税込)

### ●申し込みと問い合わせ先

お問い合わせ専用窓口(午前10時~午後5時)

☎0570(085)800

📧<https://www.renet.jp>

### ●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当

☎(580)1889

## 固定資産を 持っている人は 届け出てください

家屋を取り壊したとき

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋の所有者に対して課税されます。

家屋の全部、または一部を取り壊したときは、12月24日(金)午後5時までに連絡してください。

※登記された家屋で、12月末までに法務局で滅失の登記をした場合を除く。

土地・家屋の所有者がなくなったとき

土地・家屋の所有者がなくなったときは、固定資産税の相続人代表者指定届の提出が必要となりますので、連絡してください。

※土地および登記された家屋で、12月末までに法務局で相続の登記をした場合を除く。

### ●問い合わせ先

市税課固定資産税担当

☎(580)1829